

LGWAN 系ファイルサーバ更改業務 仕様書

1. 業務名

LGWAN 系ファイルサーバ更改業務

2. 事業の場所

三宅町役場

3. 委託期間

契約翌日～令和 8 年 9 月 30 日

4. 支払い回数

1 回 構築完了日締め、請求翌月支払い

5. 概要

ネットワークインフラについては、物品の保守期限切れに伴い、計画的な更新を実施している。本件では、今年度中に保守期限を迎える LGWAN 系ファイルサーバおよび UPS を対象にリプレースを行う。なお、現行ファイルサーバは単一構成にバックアップ用 NAS を接続する構成としているが、今回の調達においては、ファイルサーバを 2 台構成とする冗長化を実施し、耐障害性および可用性の両立を図ることを目的とする。

6. スケジュール

概略を下記の通り示す。

詳細スケジュールについては町と協議の上決定すること。

2026 年 6 月頃 契約

2026 年 7 月頃 物品調達

2026 年 8 月頃 ファイルサーバ設計、事前構築

2026 年 9 月頃 ファイルサーバ現地設置、データ移行、ネットワーク接続、試験実施

2026 年 10 月 本番運用開始

7. 要件

7.1. 調達の範囲

本調達の範囲内において、下記を実施するものとする。

なおシステム構成概要については、図 1 システム構成図を参照すること。

- ・ファイルサーバの調達
- ・ファイルサーバの各種フォルダ構成の設計、構築
- ・ファイルサーバのアクセス権限の設定、それに伴う既存 AD サーバの設定
- ・UPS の設置と設定
- ・既存ネットワークへの接続、それに伴う既存ネットワークスイッチの設定
- ・単体試験、総合試験等の正常性確認

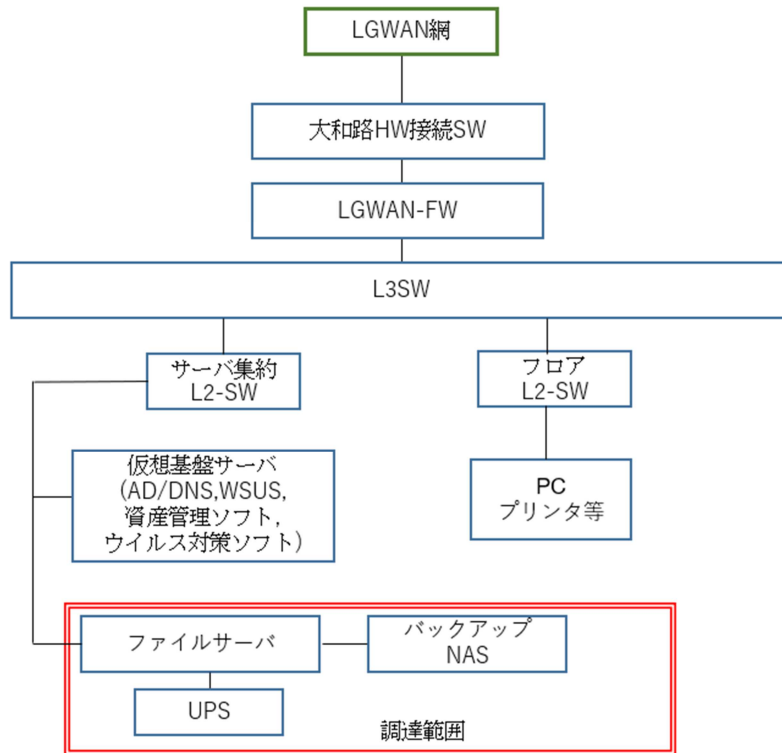


図 1.システム構成図

7.2. 物品要件

7.2.1. ファイルサーバ(参考型番 : Buffalo WS5420RN08W5)

下記の仕様を満たすファイルサーバを 2 台導入し、既存機器との交換を行うこと。

- 2 台間で HA 構成を構成する機能を有すること。
- RAID5 以上で 5TB 以上の有効領域を有すること。
- 19 インチラックマウント型であること。ラック調達用の金具を含めて調達すること。
- ラック搭載時の高さは 1U であること。
- OS に Windows Server IoT 2025 for Storage Workgroup を搭載していること。
- メンテナンス用にモニター出力可能な VGA 端子を搭載していること。
- 前面に USB 3.2(Gen 1)対応の USB Type-A 端子を備えていること。
- 10GBASE-T 端子を 1 ポート備えていること。
- 10GBASE-T 端子のほかに 1000BASE-T 端子を 2 ポート備えていること。
- 背面にセキュリティーロットを備えていること。
- ボールベアリングを使用したファンを背面に 2 基搭載していること。
- 5 年間の平日 9:00~17:00 メーカーオンサイト保守が可能であること。

7.2.2. UPS(参考型番 : OMRON BN75R)

下記の仕様を満たす UPS を 2 台導入し、既存機器との交換を行うこと。

- ファイルサーバを接続し、商用電源喪失時にファイルサーバを安全に停止するよう構成可能な機能を有すること。
- 19 インチラックマウント型であること。ラック搭載用の金具を含めて調達すること。

- ・ ラック搭載時の高さは 1U であること。
- ・ 前面から UPS の状態確認が可能であること。
- ・ 出力方式はラインインタラクティブ方式であること。
- ・ 定格出力容量が 750VA 以上、かつ有効出力が 680W 以上であること。
- ・ 停電発生時の電源切替時間が 10ms 以内であること。
- ・ UPS 本体に状態表示用の表示部（LCD 等）を有すること。
- ・ 入力電圧、出力状態、バッテリー状態、障害情報を本体表示で確認できること。
- ・ USB またはシリアルインターフェイスを備え、ファイルサーバと連携した自動シャットダウンが可能であること。
- ・ 主要なサーバ OS に対応したシャットダウン連携ソフトウェアが提供されていること。
- ・ 内部バッテリーは通電したまま交換可能（ホットスワップ）であること。
- ・ 5 年間の平日 9:00-17:00 メーカーオンサイト保守が可能であること。

7.3. 作業要件

- ・ 調達する 2 台のファイルサーバ間で冗長構成を組むこと。
- ・ ファイルサーバに設定するフォルダには指定するアクセス制御が行えること。
- ・ 各部課フォルダ、個人フォルダに適切なクォータ設定を行うこと。
- ・ ファイルサーバ内のデータは VSS 機能により、適切な世代管理を行う事。
- ・ 停電時はサーバが安全にシャットダウンできるよう UPS 接続を行うこと。
- ・ ファイルサーバに設定するフォルダのアクセス権限は既存の AD サーバのセキュリティグループに連動させること。
なお、制御内容の詳細は落札業者と町の間で協議して決定とするが、ファイルサーバに設定する部門フォルダは 20 程度、個人フォルダは 160 程度を想定している。ただし部門、個人に紐づかないアクセス権制御を行う設定等が生じた場合も、町と協議の上、柔軟に対応すること。
- ・ 構築したファイルサーバは既存のネットワークに接続し、庁内 LGWAN 系端末から利用可能なよう、既存ネットワーク機器の適切な設計を含めて検討すること。
- ・ 既存 AD サーバの設定、既存ネットワーク機器の設定変更においては、運用保守業者と連携し見積取得の上、本調達の範囲で対応すること。保守運用業者の連絡先は下記のとおり。

氏名：NTT 西日本株式会社 奈良支店 営業担当

メールアドレス：group305019@west.ntt.co.jp

電話番号：0742-21-4920(代表番号)

8. 移行要件

- ・ 開庁日に現行運用中の機器やネットワークを停止することがないよう、機器入れ替え、ネットワーク切替え、データ移行、設定変更作業等は休日や夜間を含めて計画すること。
- ・ 町から特別な指示がない限り、現行ファイルサーバに含まれるすべてのデータを導入する新ファイルサーバへ移行すること。
- ・ 構築期間完了までにデータ移行が完了できるよう移行計画書を作成し、町に了承を得ること。
- ・ 移行計画の作成の際には、導入するファイルサーバへのデータ移行が完了するまでは現行ファイルサーバが庁内環境から利用できるように並行稼働期間を設けるなど、業務影響を最小限に抑えられるよう検討すること。
- ・ データ移行に先立って町側で実施すべき作業などがある場合は落札業者にて整理検討し、適切に依頼を行うこと。その際の手順書作成など、ユーザ作業のサポートも柔軟に行うこと。

9. 成果物

1. 提出書類は原則として A4 判で作成すること。
2. 成果物の電子データを併せて提出すること。なお CD-R/USB メモリ/メール送付など、媒体および送付手段は問わない。
3. 下記の提出を必須とする。また下記以外であっても、業務遂行のために作成した下記資料、本調達で導入するソフトウェアに関するマニュアルや技術資料等がある場合には全て提出すること。設定機器一覧表には機器名称、型番、メーカー名、シリアル番号等を含むこと。また、文書については書式および内容について町の確認を受け承認を得ること。作業計画書について、町の確認を受け承認を得ること。
4. ・基本設計書
・ラック収容図
・ポート収容表
・IP アドレス一覧表
・ユーザ ID パスワード一覧
・LGWAN ファイルサーバパラメータシート
・トレーサビリティ管理表
・単体試験成績表
・現地総合試験成績表

本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て町に帰属するものとする。町は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。

10. 一般的事項

(ア) 共通要件

1. システム構築においては、効率的な運用環境と将来的な拡張性を備えること。
2. 導入する機器は新品であること。
3. システム構築においては、町の要望に対して迅速な対応を行うこと。
4. 本事業で導入する機器等の構築中の保管場所は受注者にて手配し、適切に管理すること。
5. 現地設置後の初期不良の判明等を回避するため、可能な範囲まで事前構築を行い、動作検証を行ったうえで現地設置を行うこと。
6. 本システム導入後、町が行う機器並びにシステム更改等が発生した場合、町が要求する持ち得る情報の開示、協力を行うこと。
7. 会議を執り行う際には議事録を作成し 3 営業日以内に提出すること。

(イ) 一般事項

1. 受注業者は業務責任者を選定し業務従事者への指揮監督を行うとともに、業務の遂行について町との連絡調整にあたらせるものとする。
2. 業務の遂行にあたっては、町と十分に意思疎通を行い、町の指示に従うこと。
3. 町施設に出入りする際には、町に対し事前に連絡を行うこと。また、施設内で作業を行う際は、町の指

示に従うこと。

4. 受注業者は、搬入、機器等の設置、設定、動作確認等の作業の際、他の業者と関連する場合には、相互に協調し作業の便宜を図ること。
5. いかなる場合においても、本契約の履行中に知り得た情報を他に漏らさないこと。

(ウ) 契約不適合責任

1. 本事業の完成検査の日から起算して1ヶ年以内に生じた不具合については、町は本事業受注業者に対し無償で不具合の改善を請求することができる。ただし、不具合の原因が明らかに本事業受注業者の責任によるものでは無い場合は除外する。
2. 上記期間を過ぎた場合でも、明らかに本事業受注業者の責任で不具合が生じたと認められる場合は、町は本事業受注業者に対し無償で不具合の改善を請求することができる。

(エ) 検査

① 受入検査

1. 受注業者は、町の指定する様式で受入検査実施1週間前までに町の承諾を得ること。
2. 受注業者は本事業完了の1週間前までに、必ず社内検査を行い、本システムが良好に動作していることを確認しなければならない。また、検査終了後速やかに検査結果を書面にまとめ、町に提出すること。
3. 社内検査で不具合が見つかった場合は、町に連絡し、速やかに不具合の改善を行うこと。

② 完成検査

1. 検査の結果、本仕様書の通りに完成していないと町が判断した場合、納品物、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について町に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。
2. 上記改修に要する費用は全て受注業者の負担とする。
3. システムが町の要求する仕様と著しく異なる場合及び本システムの完成が遅れたことにより町が損害を被った場合、町は受注業者に対し、その損害に対する費用を請求できる。

③ その他検査

1. 上記に定める以外の検査であっても、本システム完成に関わる検査については、受注業者はこれに対応しなければならない。

(オ) 安全管理

受注業者は本事業の実施に当たり、安全管理を確実に実施すること。

(カ) その他事項

1. 本仕様書に明記していない事項であっても、本システムの運用及び機能上当然具備すべき事項は、これを充足すること。
2. 本事業の実施に当たり建造物及び機器等に損傷を与えた場合は、速やかに町と協議のうえ、受注業者の負担で復旧すること。
3. 本事業の完成に際しては、作業現場の後片付け及び清掃を十分に行うこと。